

職業科と家庭科の「統一」

—職業・家庭科の成立をめぐる評価について—

佐々木 享

はじめに

I 職業・家庭科の成立経過の概要

- ①発学261号（1949年5月28日）の成立をめぐる—家庭科独立論の背景
- ②文初職242号（1949年12月9日）の成立をめぐる
- ③1951年版の職業・家庭科の『学習指導要領』（1951年12月25日）の成立
- ④1951年版『学習指導要領 一般編（試案）』（1951年7月）中の職業・家庭科

II 1949年12月の通達（文初職242号）の意義とその評価

- ①新たな委員会の成立—海後宗臣の登場
- ②12月の通達と意義
- ③12月の通達に対する家庭科教師の不満
- ④海後宗臣の職業・家庭科構想—統合教科論

III 1951年版の職業・家庭科の『学習指導要領』に対する評価

- ①1951年版の職業・家庭科に対する技術教育関係者の評価
- ②1951年版の職業・家庭科に対する家庭科教育関係者の評価

III 職業・家庭科における「統一」と「分化」

- ①51年版の職業・家庭科『学習指導要領』批判の視座
- ②実質的には2教科論だった第一次建議
- ③第一次建議における単一教科論を可能ならしめたもの
- ④第一次建議における家庭科の位置
- ⑤第一次建議と技術・家庭科の異同

まとめにかえて

はじめに

中学校の技術・家庭科がかかえている教科の構造上の重要な問題の多くは、本来ならば目的、内

容ともにそれぞれ別個の教科として扱うべき技術科と家庭科とを合体させて、単一の教科として扱っていることに関係していると筆者は考えている。この教科教育は実際面では、教育内容を男子向きの領域（技術科）と女子向きの領域（家庭科）とに区分し、かつ履修させるべき領域を男女別に指定していることが問題となる。この学習領域の性別指定方式は、1989年3月の中学校学習指導要領改訂で廃止されることになった。

本来はそれぞれ独立した個別の教科を「・」で結んで単一の教科として扱っているのは、小・中・高校を通して、この技術・家庭科のみである。教育職員免許法では、技術と家庭とは全く個別の教科として扱われている。もちろん、教員養成システムは技術科と家庭科とでは全く個別に編成されている。このことは、技術科と家庭科とが、目標、性格、内容、方法のいずれの点においても、互いに独立した教科であることを最も強く表現しているといえる*。

* 他方、小学校の図画工作は、図画と工作という国民学校の時代にはそれぞれ独立した科目として扱われていた内容を継承し、単一の教科として融合したものであるから、第二次大戦後においては、図画と工作とは独立した教科ではない。また、小学校に体育という教科がある一方、中学校・高校に保健体育という教科がある。この保健体育は、保健と体育とを「・」で結んだものではなく、両者を融合した文字通りの単一教科とされている。

ところで技術・家庭科は1958年8月23日の学校教育法施行規則の一部改正により創設され、同年10月改訂の中学校学習指導要領で具体化された相対的に新しい教科であるが、本来個別であるべき二つの教科を「・」で結合させた例は技術・家庭科が最初ではなく、1949（昭和24）年12月9日付、文初職第242号、文部省初等中等教育局長通達「中学校職業科及び家庭科の取扱について」¹⁾により、「職業・家庭科という一つの教科」が創出されたことから始まる。（これに対応して学校教育法施行規則が改正されたのは、1950年10月9日であった。）この通達でその概要がしめされた職業・家庭科の内容は、やがて、『中学校学習指導要領 職業・家庭科編（試案） 昭和26年（1951）改訂版』（1951年12月25日発行）によって詳細にしめされた*。

* 1949年4月に国会に提案され、同年5月22日に成立した教育職員免許法は中学校教員の免許状の教科の種類（同法第4条第5項）として「職業」と「家庭」とを別個に掲げていた。しかし、学校教育法施行規則が改正されて「職業・家庭」とされた後も、教育職員免許法にはこのような教科名は掲げられなかった。

職業・家庭科は、いうまでもなく、技術・家庭科の前身である。ひるがえってみると職業科の中に家庭科をも包括していたのは1947年から50年までの4年間のみであり、1951年から61年まで続いた職業・家庭科こそが技術・家庭科の土台を形成したといえよう。そこでわれわれは、この職業・家庭科という教科がもっていた構造と性別履修との関係について考察してみなければならない。

ところで、職業科から職業・家庭科が成立するまでの僅か5年間程の経過は、後述のように、ひじょうに複雑な各種の事情がからみ合っている。本稿では、職業科（的内容）と家庭科（的内容）の「統一」という問題に焦点をあてて、まず、この経過の概要を解明し、ついで、これをめぐる若

干の論点を明らかにしてみたい。

しかしながら、この分析の基本資料たるべき教育課程審議会や学習指導要領作成のための委員会の議事録は、今日なお全く非公開である。本稿は、多くを関係者の証言ともいえるべき資料に依存して綴られる。意外に知られていないものもあるので、資料はできるだけ紹介することにする。いずれにしても本稿は、今後の本格的な研究のための基礎作業の域を出るものではない。

I 職業・家庭科の成立経過の概要

職業・家庭科の前身である職業科は、1947年に発足した新制中学校の教科の一つである。この職業科の成立経過やそこでの重要な論点は、1980年代に入って、占領文書を駆使した森下²⁾、福原³⁾、朴木⁴⁾、横尾⁵⁾、夏目⁶⁾らの研究によってかなりの程度は実証的に解明されてきた。これらの研究によって、職業科成立史研究は新たな段階に入ったといえることができる。これらの研究は、1947年度に発行された中学校職業科に属する教科（のちのことばでいえば科目）——工業、農業、商業、水産、家庭、および教科ではない職業指導の『学習指導要領』の成立過程とそこでの論点を明らかにした。1947年段階でこの教科がかかえていた問題点の大部分は、本稿が課題とする1949～1952年にはほとんどそのまま持ちこされたので、ここでは立ち入らない。しかし、今日の一部の家庭科教育研究者が注目している家庭科に関するいわゆる「三否定の原則」——家庭科は従来の家事・裁縫の合科ではない、女子みの特殊教科ではない、単なる煮炊きや裁ち縫いの教科ではない（引用者）——のひとつといわれてきた『女子教育ではない』という意味は『女子に履修を強制しない』ということであり、教育内容を含めて『女子用』ないし『女子向き』教育を否定したわけではなかった」（文献注4の⑤の11ページ）ことが明らかにされたことは、本稿の課題に直接に関連するので指摘しておかなくてはならない。

ところが、①職業科のなかの一科目とされていた家庭科を独立させて、職業科と家庭科とそれぞれ独立の教科として扱うこととした1949年5月28日付の文部省学校教育局長の通達、発学261号、「『新制中学校の教科と時間数』の改正について」、その7か月後の12月9日に出された前述の文初職第242号、及び『中学校学習指導要領 職業・家庭科編（試案） 昭和26年（1951）改訂版』（1951年12月25日発行）の成立経過については、新たな研究は、まだ現れていないようにおもわれる。

① 発学261号（1949年5月28日）の成立をめぐる——家庭科独立論の背景

1949年5月28日付通達の成立の背景について、正史ともいえるべき『産業教育七十年史』（1956年）は次のようにのべている。

「一方家庭については、新制中学校発足にあたり、職業科の中の一科目となったことに対し、当時の家庭科関係の人々の中には不満をもつものがあつた。そして、家庭は職業にあらず、という声はしだいに高まってきた。23年の秋ごろは中学校教育課程の再編成が考えられていた

が、家庭科関係者の強い要望が入れられて、文部省でも CIE でも一時は家庭科を職業科から分離する了解が成り立った。ところが、これを分離して教育課程の実際を考えていくと、そういう家庭科は社会科の中に解消してしまうおそれが感じられ、ふたたび職業科の列にもどってきたのである。しかし、22年発足当時のように、完全に一つのわくの中にもどったのではなく、教科の名称は職業科と家庭科に分かれておりそれに対して共通の時間が与えられているというしくみであった。昭和24年5月28日付発学261号「新制中学校の教科と時間数について」の通達による教育課程は、この段階のものである。」(530～531ページ)

これによると、発学261号が出されるに至る主たる契機は家庭科の位置づけの問題——独立させるかどうか——にあったことがわかる。中学校の家庭科は、1946年までの数10年間にわたってつねに女子専用教科であり続けた裁縫・家事の内容を継承・改編して生まれた教科であり、つい1, 2年前まで女兒にのみ裁縫・家事を教えてきた教師たちが担当する教科であった。女子専用の裁縫・家事から新生家庭科への転換の道程が、47年に『学習指導要領』が刊行されたことで見とおしがつけられたという単純なものではなかったことを、この『七十年史』の記述は示唆している。その意味で、中学校の家庭科の位置づけをめぐるこの時期の動揺の内実を解明することは、今後の重要な課題となっている。(同様のことは小学校の家庭科、高等学校の家庭科についても指摘できるが、論点が拡散するおそれがあるので、ここではたち入らない。)

ところで、この通達が大された直後に、山本キクは、「去る5月28日の文部省通達で、中学校の家庭科が独立したことが報せられた」「この独立した家庭科はどうか独立した先生によって力強く指導して頂きたい」とのべ、家庭科関係者がこの通達によって家庭科は独立したと受けとめていたことを率直に語っている⁷⁾。山本はまた、「これ——家庭科を独立させたこと(引用者)——はひとえに前文部事務官重松伊八郎先生の御力によるもので、いかに先生がわが家庭科のために熱意を持たれ、いかに力強く支持されたかを物語るものである」とも述べている。

ここで名前のあがっている重松は、少しのちに次のように書いている⁸⁾。

どうして新学制の初めに職業科(農、工、商、水産、家庭)という形を甘受したか。これについては筆者が自らの不明をわびなければならない。それは内外折衝の経過の中に、そうしなければどうしても家庭科の時間が許されないというせっぱつまった情勢になったので、屋根などどうでもよい、実体さえ確保すればいいと考えてこの案を呑んだのだが、今にして思えば間違いのもとだったのである。その後「ボケーション」と「職業」とのくい違いが、執念深く筆者を追っかけて悩ました。最後にこの間に一線画することができてほっとしていた矢先、今度は元も子もなくなる改正案が強行されるというのである。

ここで「最後にこの間の一線画することができて……」といっているのは、5月の通達をさしているとおもわれる。同じ文章のなかで重松は、「職業科に家庭を含めることは、用語上はもとより、そこから必然に種々の間違いを生ずるから、あくまで「職業科及び家庭科」として押し通したい。」ともいっている(46ページ)。重松は、1947年版の家庭科の学習指導要領の編集担当者であっ

た。ここでは彼は、家庭科を職業科にふくめることにしたのはやむを得ない妥協であり本音は反対であったと語り*、「職業及び家庭科」という5月の通達の線で押し通したい、といっている。しかし、5月の通達に対する自己の役割については言及していない**。

* 占領文書を駆使した最近の研究は、47年版の学習指導要領作成過程において、46年12月末の段階で家政科（のちの家庭科）を実業科（のちの職業科）に編入することになったことに対応し、CIE 担当官が実業科と家政科の合同委員会を開こうとした際、学習指導要領の執筆多忙を理由に重松がこの委員会への出席を辞退したことを明らかにしている⁹⁾。

** 重松は、49年3月に文部省を退職している¹⁰⁾。彼が主幹（＝編集長）として『家庭科教育』誌に登場するのは同誌49年8月号からである¹¹⁾。なお、ほぼ時期が重なる1949年8月には、女子には「家庭生活の一般に関する学習を、少なくとも14単位必修させることが望ましい」と謳っている『学習指導要領 家庭科編 高等学校用 昭和二十四年度』が刊行されたことにも注目しておきたい。これは、この時期のものとしては珍しく「試案」の文字のない『学習指導要領』であった。重松伊八郎は、この学習指導要領の編集に関係していたことが知られている¹²⁾。この時期の重松の活動、役割については、研究すべき問題が多い。

重松の家庭科教育論の詳細な検討は別の機会に譲り、ここでは、5月の通達の8ヶ月前後に刊行された彼の著書『新しい導き方 家庭科概説』（1948年9月、三省堂）に注目しておきたい。なお文中に「ことしは六三制実施の最初の年であるから」という記述（9ページ）があるところを見ると、この著書は1947年度中に書き始めたのかも知れない。しかし、巻末の「私の言い分」と題した補足的記述には「廿三、六、廿七」という日付がある（134ページ）。なお、筆者が利用しているのは48年9月発行の初版ではなく、49年4月発行の再版である。

彼はこの書物のなかで、当初つまり1947年の『学習指導要領』で与えられた中学校の家庭科の位置につき、つぎのように言っている。

「『職業および家庭』というように考えておけばよい」（10ページ）

「『職業科および家庭科』としておけばいいと私は考える」（15ページ）

「重ねていうが、これら五科の職業科の名を冠しているのは単なる便宜のためであって、われわれのことばでは、『家庭科および職業科』と考えておいて間違いはない」（141ページ）

こう並べてみると、職業科と家庭科とを並べて、家庭科を職業科と対等の位置におくべきだというのは彼の持論であったことがわかる。

また次のような記述から、重松が中学校の家庭科を、事実上の女子用教科とみなしていたことは明らかである。

「大部分の女子は家庭科を選ぶであろう」（8ページ）

「實際上、多数の男子が家庭科を選ぶとは考えられない」（9ページ）

「主婦たり母たる修練はどこでやったらよいか。この家庭の実務の修練が、一般大部分の女子にとって必要なものであるという事情は、日本でも西洋でも同じことである」（10ページ）

「家庭には男手を要することがあり、女手を要することがある。裁縫などは女手をまたざるを得ないものであり」(60ページ)

「大部分の女子は家庭科を選ぶものと考えている。というのは、大部分の女子にとって、家庭の実務の教育が最も緊要であろうからである」(120ページ)

重松はさらに、中学校の家庭科にあてるべき時間につき、つぎのようにのべていた。

「選択は一科もしくは数科とあるが、家庭科を選んだ生徒は、原則として四時間の必修時間全部をこれに当てるものと考えている。」「家庭科の如く実習を多く伴う教科にあっては、この程度はギリギリである」(121～122ページ)

しかし、この5月の通達の成立事情については、目下のところ、ここにのべた以上のことはほとんど知られていない。

ところで、1949年2月28日に文部省内で開かれた委員会(第4回)では、次のような合意ができていたことを横山が明らかにしている¹³⁾。

「1. 職業科と家庭科はそれぞれ独特の内容が共通の傾向をもつ仕事と切り離すことの出来ない学習を主とする点において一致する。

2. 女子にも必修させなければならない職業科的内容は家庭科の中にも含ませる。

3. 男子にも必修させなければならない家庭科的内容は職業科の中にも含ませる。」

横山は、「このメモに仕事という考え方が登場してきていることから、1949年12月9日の通達の基本的考え方はすでに同年5月の通達までに存在していたことが推測できる」という重要な問題を指摘している。後述のように海後宗臣は「しごと学習」の考え方を強調しているが、この考え方は海後が提唱したのではなく、海後が関与し始める以前から省内に生まれていたのである。

他方、この通達の意義について、少しのちに近藤春文は、職業科と家庭科とは「相互的關係を有し、一方のみを履修することは望ましくないとされ、男子に対しても家庭の必要が認められたとともに女子に対しても、その大部分は家庭の主婦としての基礎的な措置を啓培するとともに、また職業に対する視野を広めることについて期待された」のだとのべている¹⁴⁾。近藤はまた、「この通達は、22年の学習指導要領試案のま^えが^きに示された中学校職業科のねらいを職業指導の面から強くとらえようとしたものであった」「前者においては実業教育的色彩が濃厚であったに対し、後者には啓発的経験に重点をおく学習が奨励されたのである」とものべている¹⁵⁾。このような評価は、後述の、長谷川淳の評価とも共通するものをふくんでいる。

この通達成立の重要な契機の一つであったとみられている家庭科の位置づけについては、近藤は、つぎのようにのべている¹⁶⁾。

家庭に関しては「家庭生活のあり方の理解と理解追究への望ましい態度」「家庭生活における実技」及び「近代的民主的社會における家庭の理想」を目標とし、職業の啓発的経験と家庭科の実習の分野として九つの分野が例示され、家庭における実習は職業科における啓発的経験とみなすとされ、職業科並びに家庭科は男生徒及び女生徒がその一方のみを学習すべきもので

はなく男女いずれの生徒にも適切と思う單元については両者に学習せしめるべきであるとして、両者の共通活動、共通面がやや明確にされたのである。

その上で、いわゆる家庭科独立の問題については、「この改正によれば一応職業と家庭とは教科の面からは二つとなったように見られるが、これは職業から家庭が独立したのではなくて、両者の緊密性、近似性が明らかにされ、その取扱上において生活を中心とする教科として一つの大きな教科にこれを総括したものと考えられるのであって、男女両生徒に対してのコースの取り方、共同的な課程構成が予見されていた。」とのべていた¹⁷⁾。

発学261号は、中学校教育課程時間配当表の中で従来の「職業」とあった欄を「^{職業}家庭」と改めていたし、「職業科及び家庭科」とか「必修教科としての家庭科」などと表現していた。これらの点から、発学261号は家庭科を一つの教科として独立させた、と当時はみなされていた——それ故にこの通達は家庭科教師たちに好評だった——のだと筆者にはおもわれる。

この近藤の文章はがんらいは12月の文初職242号を解説するために書かれたものであることを考慮しなくてはならない。しかし、5月の通達の後にも、家庭科を中学校の教科として独立させるための学校教育法施行規則の改正は行われなかった。その意味で、「職業から家庭が独立したのではない」という近藤の指摘は、後述の長谷川淳の指摘とともに、この5月の通達の位置づけを考えるうえで興味深い問題を示唆している。

この5月の通達は家庭科関係者には比較的好評であったらしいが、文部省内にあって職業科の他の領域を担当していた者には著しく不評であった。たとえば1947年版『学習指導要領』の「工業編」の編集執筆を担当した長谷川はつぎのようにのべている¹⁸⁾。

「昭和22年版学習指導要領職業科各編を受けとった学校は、新しい教科である職業科の教育の方向を見定めることに迷った。一方においては文部省の伝達講習があり、他方においては職業指導協会の講習があり、一方で勤労主義が強調され、他方で職業指導と適性発見が強調される。混迷のまま2か年を経過したが、その混迷をさらにいっそう深めたものが」この通達であったとし、「この通達の中で、文部省は、職業科は職業についての専門的な知識や技能の教育をするものではないことを指示し、工業・農業などの生産的技術の領域が、職業指導に必要な適性発見のための機能的ないくつかの『啓発的経験』の分野に分解され、それを『試行』することに改めた」という。

そしてこの通達が出された事情については、1949年5月15日に文部省設置法が制定され、同5月31日に文部省組織規程が制定され6月1日から施行されたことを指摘し、「大幅な人事移動による事務の空白、混乱に乗じて、この通達が出されたものと推測せざるを得ない」とまでのべている。

長谷川は、職業指導協会の働きかけなどを背景としてこの通達によってこの教科が職業指導的色彩を強めたことを非難し、その傍証として教育刷新審議会が6月11日に建議した職業教育振興方策をあげている。しかしなぜか、この通達に対する家庭科関係者の影響をみてはいないようにおもわれる。

② 文初職242号（1949年12月9日）の成立をめぐって

しかし、5月の通達と12月の通達・文初職242号との関連は必ずしも明確ではない。同じ『産業教育七十年史』はつぎのように記している。

「職業科の学習指導要領を編集するための教材等調査委員会は24年1月発足した。農・工・商・水産のわくをどうはずすかということが研究された結果、それをはずすなら家庭科もいっしょに考えなければならないということになって、家庭科の委員会としばしば合同の合議が開かれたり、連絡会がもたれたりした。そうして、職業科と家庭科とが実生活に役立つ仕事を学習活動の中心とする一つの教科となり、一つの体系のもとで教育内容を提出する方向に向かって作業が続けられていた。」（534ページ）

この記述は、「職業・家庭」科成立へ向けての作業過程の説明と解することはできても、職業科と家庭科とを並立させる（5月の通達の）ための作業過程の説明と解することはできないようにおもわれる。

『産業教育七十年史』は、上記に続けて以下のようにのべている。

この年、第一回中等教育研究集会在全国の9ブロックにわたって持たれたのであるが、その最初である東京会場の会合には、職業教育の部会は農工商等に分かれていて研究はもっぱら高等学校の問題に限られたので、中学校の職業科関係の問題はあげて職業指導の部会に持ち込まれた。この結果を見てか、CIEは東京会場の研究集会終了直後、文部省の局課長以下職業教育関係者の参加を求めて、次の会場である北海道会場からは、職業指導部会を中学校の職業科の部会とするよう勧告した。そうして、一月以来研究中のものが結論に達していないならば、研究集会へ文部省案を提出してそれを研究させ、その結論を委員会に持ち帰って、参考として、委員会で討議の結果をまた次の会場に持っていき、全国的な協力のもとにより案を作り上げるようにとつけ加え、同時に北海道に持っていきべき案の骨子も提示された。その間委員会を開く間がなかったので、文部省ではCIEの案に多少の修正を加えるとともに文部省案としてではなく、北海道の会場に提出する研究材料としての案であることを明記して北海道会場に持参し、そこで多少の修正を加えてから、引き続いて開かれた新潟会場へもこれを持っていった。

CIEの提出した案は第1学年で農・工・商・家庭を9週間ずつ学習させ、第2学年では配当時間の半分を職業指導にあて、残り半分を、何か二つについて第1学年の続きを学習させる。そうして第3学年には第2学年に学んだ二つのうち一つだけを選んで深く学習させるというものであった。新潟会場の会のすんだ後、はじめてこの案を委員会に提示した結果農・工・商・水産・家庭を1月以来研究して来た項目に変えることになり、CIEにも了解を求めて、その後は項目をもとにして研究を進めるようになった。

項目の数も5月の通達を出したころの8項目からしだいにふえて12項目になった。そうしてあとでこれをさらに四類にまとめて、教育計画の基準とすることになった。研究集会が最後の会場である別府で開かれているとき、すなわち12月9日付文初職242号によって職業科と家庭

科は職業・家庭科という一つの教科として指導するむねの通達が発せられた。(534～535ページ)

この記述は、5月の発学261号が出されて以後、6月に始まった第1回中等教育研究集会とそれへ向けてのCIEの示唆と、「委員会」——実態は不明——のしごととが平行してすすめられたことを説明しているといえる。しかも、中等教育研究集会の別府集会在開かれているときに文初職242号が出されたというのであるから『学習指導要領』の作成作業——文初職242号はその「中間報告」の性格をもったとされている¹⁹⁾——は、委員会主導ですすめられたものと考えられる。

長谷川が紹介しているオズボーンおよびネルソンが提示した文章²⁰⁾は、この49年7月段階のものである。

③ 51年版の職業・家庭科の『学習指導要領』(1951年12月25日)の成立

学習指導要領改訂作業は、49年12月に文初職242号が出された後も続行された。その結論である『中学校学習指導要領 職業・家庭科編(試案) 昭和26年(1951)改訂版』が刊行されたのは、1951年12月25日であった。文初職242号から数えても、まる2年を要したわけである。この間の審議経過をしめす資料は、目下のところ、見あたらない。

1950年6月から11月にかけて、全国8会場にわけて昭和25年度中等教育研究集会が開かれ、各会場で中学校の職業・家庭科の問題も研究された筈であるが、その詳細は知られていない。長谷川が紹介している「中学校^{職業}_{家庭}科教科課程試案(昭和25年7月)は、「CIEのネルソン氏の指示のもとで、文部省職業教育課が作成し、昭和25年7月、東北北海道地区中等教育研究集会に、最初に提示された」ものといわれている²¹⁾。

この間の1950年10月9日には学校教育法施行規則第54条が改正され(文部省令第28号)、中学校の「職業」は「職業・家庭」と改められた。これにより、「職業・家庭」科の制度上の地歩は確定したといえる。「家庭」の文字が中学校の教科名として正式に初めて登場したわけである。

④ 1951年版『学習指導要領 一般編(試案)』(1951年7月)中の職業・家庭科

前述の講習会の3か月後の51年7月10日に刊行された『学習指導要領 一般編(試案) 昭和26年(1951)改訂版』は、「職業・家庭科」についてつぎのような説明を与えていた(32ページ)。

「この教科は以前、職業科と呼ばれ、農業・商業・水産・工業・家庭の5つの科目に分かれていた。そして、学校はこのうちの1科、または数科を選んで生徒に学習させることになっていた。ところが、この組織では広い分野にわたる職業的、家庭的な経験を生徒に与えることは困難であった。そこで、職業科に含まれていた5つの科目の内容を分析して、実生活に役だつ12項目の仕事に分け、これを中心として、家庭生活・職業生活に望ましい実践人を育成するための新たな組織がつくられた。この組織によれば、男女の生徒は、自分の興味と必要に応じて、それらの仕事のいくつかの分野を組み合わせ、学習することによって、広い仕事の経験をうる

ことができるのである。これが改正された職業・家庭科の特質である。職業・家庭科の組織や内容についての詳しいことは、職業・家庭科の学習指導要領を参照されたい。」

この説明は49年12月の通達の趣旨を基本としているが、同時に、近く刊行される職業・家庭科の『学習指導要領』の構想がこの線ではぼ固まっていたことを示唆しているとみてよい。

II 1949年12月の通達（文初職242号）の意義とその評価

① 新たな委員会の成立——海後宗臣の登場

1951年版の職業・家庭科の学習指導要領が刊行されるまでの経過の概要をのべたので、つぎに、「職業」と「家庭」とを「・」でつなげて一つの教科とするという構想をまとめた49年12月の通達と51年版学習指導要領の意義や論点を、もう少しわしく検討してみよう。

ところで、発学261号が出された直後の1949年6月1日には文部省の機構改革が実施された。新設された初等中等教育局には職業教育を専門に所管する職業教育課が設けられ、それまで教科書局所管であった学習指導要領の編集と教科指導のうち職業教育関係のものはこの職業教育課に移管された。

機構改革の一環として、教育刷新委員会は教育刷新審議会となり、従来の「職業教育並職業指導委員会」は発展的に解消して同年7月5日に政令第256号による「職業教育及び職業指導審議会」が設置された。また7月28日には、新たに教育課程審議会令（昭和24年政令第275号）が制定された。

中学校の職業科及び家庭科の『学習指導要領』改訂作業は『産業教育七十年史』の記述によれば、49年1月に開始され、5月の発学261号後もあたかも同じ体制で続行されたかの如くであるが、実際には、恐らくは上述の機構改革に関連して、6月以降に新たな段階に入ったものとおもわれる*。

* 当時の職業教育課長近藤春文は、中学校職業科の学習指導要領改訂が急がれた理由として、47年に発足以来のこの職業科の「混乱と困惑」を急速に解決する必要があるとのべ、さらに、「一方7月から全国8ブロックにおいて中等教育研究集会が開催され、その部門の一つとして中学校職業科が取り上げられるに至ったので、その促進はいっそう拍車をかけられ、また免許法改正をひかえ、さらに教員養成関係の充実とからんで急速度にこれが解決が要望される事態に立ちいたった。そこで文部省としては5月28日付の発学261号の職業教育に関する教材の内容を基とし検討した結果一つの試案を作成し関係方面と折衝し、また関係の諸委員会等にかけて検討中である。そのだいたいの方針として第7年は啓発経験の過程として各種の分野についてトライアウトし、それを更にしぼりつつ、職業情報、職業指導を併行させながら第9年に進むにつれて特殊課程へ方向に進むが、特殊課程は地方の実情によってそれぞれ性格の異なるものとなるであろうし、男子にあっては、職業的、女子にあっては家庭的色彩をもつこととなるから、中学校職業科の教科課程は職業家庭科教科課程として取り扱われるという考えである。」

と書いている²⁰⁾。

近藤のいう「関係の諸委員等」がどのような組織をさすか不明である。教課審はまだ発足していなかった。

教育課程審議会の第1回総会が開かれたのは、49年10月13日であった*。会長の青木誠四郎によると、教課審の発足以来、中等教育の教育課程に関連して最も重要な問題として審議されたのは中学校の職業・家庭科の問題だったという。「新しく、啓発的経験を課して、職業と家庭とを結んで、指導する職業・家庭をおこうとする案」について諮問を受けた教課審は、「一応の問題について論議の後、小委員会を設けて、その研究調査を遂げることとしたのであったが、従来わかれて指導して来たこの二つの教科を一しょにしようとするのであるから、その問題の決定を困難にしたのであったが、ついに、小委員会は、これを可として総会に報告され、総会は、またこれを可として、大臣に答申するようになった」と報告されている²⁰⁾。

*「この審議会は24年度において、総会を4回、初等教育課程分科審議会を10回、中等教育課程分科会を3回開催し、昭和25年度教育課程に関する事項ならびに職業教育および学校が行う職業指導に関する事項を調査審議した」という。この審議会の職業科、職業教育関係の委員は海後宗臣、塩入松三郎（東大農学部教授）、山田文雄（都立芝商高校長）、佐藤秀次（都立北豊島工高校長）、家庭科関係の委員は仙波千代（都立第四女高教諭）であった²⁰⁾。

この答申の内容や提出時期は不明である（文部省初等中等教育局『教育課程審議会要覧』1968年、にはこの答申は記載されていない）が、いずれにせよ、文部省内では、10月以前にすでに職業科と家庭科と合体させる構想が浮かび上がっていたことがわかる。ただし、12月の通達が答申後だったとすると、教課審での審議期間は2か月もなかったことになる。

海後宗臣の職業・家庭科の問題との直接のかかわりは、後述の回想によると、この教育課程審議会でのそれが初めてであり、5月の通達の頃はまだ関与してしていなかったようである。1949年12月28日に開かれた座談会で、海後はつぎのように発言している²⁰⁾。

「本年5月28日付の通達で、職業・家庭の学習指導の内容をどういうふうにするかという大きな方針が出されています。それをもっと実際のなものに組み直していこうということが、指導要領委員会の成立した理由だと私は伺っています。ですから今度の職業・家庭科は、5月に出されたあの基本的な方針をもっと具体化して、精細にしていこうというので、それには、5月の通達では、はっきりしないところを明瞭にしたり、場合によっては考え直して、あの時の筋を多少変えたところもあります。ですから、5月のものが、発展して、非常に内容が精細になったのが、今度出たものだというふうに見るべきだと思います。」

しかし、6月以降において（おそらくは10月の教課審発足以後に）、海後がまず委嘱されたのは職業科の『学習指導要領』改訂の委員会の委員長であった。この委員会が、49年12月以前のある段階から家庭科の委員会と合同するようになり、海後はこの合同した委員会の委員長を委嘱されたものとおもわれる。この間の事情を、海後は、のちにつぎのように回想している²⁰⁾。

「このような事情で、職業科は分化して教えられ、家庭科はまた別の科目として独立して互いにひとつに結び合うということができがたくなつたのである。そこで新しい中学校の学科としてこれらの分野を総合して編成するという事となつて、その方針が定められた。これが改造のためには、指導要領をまずつくり直さなければならなかつた。このときに私は、指導要領の編成委員会の委員長に依頼を受けたのである。これは当時、私が教育課程審議会の委員であったことによるのであろうが、それよりも、この指導要領の編成をする機会に、従来分立をしていた職業科の中の商・工・農をまとめて、総合された職業科とする方針が決められた。そのためには、私のような職業科内容のいずれにも関係をもたないものでないと、総合計画を進めるのにぐあいが悪いということもあつたと思う。またこれは、委員長となつてから知らされたのであるが、家庭科の指導要領委員会が別々に設けられて、そこで中学校家庭科の内容を編成する筋書きをつくつており、この家庭科の指導要領委員会を、職業科委員会に合体させて、職業科と家庭科とをひとつにまとめた新しい職業科の編成をする方針が決められた。こうした大きな改革のためには、私のような家庭科教育には何の関係もないのが委員長になっていないと都合が悪いというようなことを耳に入れられて委員長となつた。その際にも私はこうした困難なことはまとめられないと辞退したが、私のような職業科教育や家庭科教育のいずれの専門にも所属していないで、それであつて、職業科に関心をもっている人でないとどういふことも、とも言い聞かせられたので、これに着手することとなつた。」

このように経過を追ってみると、12月の文初職242号の構想は、1月以降の作業を承けたとはいえ、実質的には、6月(?)から12月初旬までの約6か月という短期間に練りあげられたことになる。また、海後は彼の事によつてとやむを得ず委員長を引き受けたかの如くである——実際にそういう面もあつたのであろう——が、その後の彼のこの「職業・家庭」科構想への執着ぶりは並大抵のものではなかつた*。

* 海後宗臣がこの学習指導要領の編集委員でありその委員長をつとめていたことについては、海後の自伝的著作である『教育学五十年』では全く触れられていない。また、『海後宗臣著作集』第10巻所収の年譜や職業・家庭科関係の論稿を収録した同第5巻の解説をふくめて、職業・家庭科学習指導要領の編集における海後の役割に言及した研究は、管見の限りでは、これまでのところ朴木の論稿のみである²⁷⁾。ちなみに、職業科、職業・家庭科、家庭に関連した海後の論稿はかなりの数にのぼり、『著作集』第10巻に付された著作目録に収録されなかつたものも少なくとも9本はある²⁸⁾。なお『著作集』第10巻所収の年譜には、「1950(昭和25年)1月20日 文部省の教育課程審議会委員となる」とある(724ページ)。前述のように教課審が発足したのは49年10月であり、年譜のこの記述は前掲の回想とは矛盾する。この点の解明は他日を期したい。

② 12月の通達の意義

12月9日に文初職242号が出されて間もなく、近藤職業教育課長は、この通達がしめした職業・家庭科は、二重の意味で重要な発展段階を経たのだとつぎのようにのべた²⁹⁾。

「その一つは職業科についての実業教育と職業指導の二元的な対立概念をば中学校の性格に基いて弁証法的に統合しようとした企であり、広い分野にわたる啓発的経験の中から、生徒の個性と興味を発見させつつ、技能や知識を伸ばし、これを卒業後の職業生活へと結びつけるいとぐちを発見しようとする教育的意図である。

第二には家庭における実技と職業における啓発的経験とをその分野においてとらえ、この共通の分野を実生活を中心とした共同地盤として、それぞれの特質を生かしつつも、両教科の緊密性と両者の交流を農⁷度ならしめようとしたことである。」

この通達の構想は、実業教育と職業指導、職業科と家庭科、という従来から見られた二つの二元的な対立の克服をめざしているという。そして後者については、去る5月の通達の趣旨を発展せしめたものであり、職業・家庭科は、「男生徒に生徒の必要と社会の要求に基いて多面的職業分野の啓発的経験をなす機会を与えるとともに家庭についての理解を与え、女生徒に対しては近代的民主的家庭の在り方の理解や、それに伴う実践的態度や技能を履修せしめるとともに職業への視野を開こうとする」ものなのだとのべている³⁰⁾。

近藤はまた、この職業・家庭科の性格を、以下の4点から説明している。

その「第一は実生活に役立つ仕事を中心として家庭生活、職業生活についての理解を深め、実生活の充実発展を目指すところにある。」「第二に職業・家庭科は広い視野の中から組み立てられ、それぞれの生徒のもつ個性と、能力、興味と適性を伸ばしてゆく、いわゆる啓発的経験過程である。」「第三は男女生徒に対し職業・家庭をでき得る限りからませ、連携を保たせつつ学習せしめようと試みたことである。」「第四は重要な点は職業という場合、農・工・商・水産というごとき区別を廃止し、これを地域性におきかえたことである。」

これら各項のそれぞれにつき説明したあとで、近藤は、さらに従来の職業科と家庭科の関係の変革につきのように説明してこの文章を結んでいる³¹⁾。

「以上のような新しい課題と問題とをたずさえて、新制中学校の職業・家庭科は出発しようとしている。それは職業科に家庭科を吸収しようとするものでもなければ、家庭を過少評価しようとするものでもなく、むしろ、家庭の学習に対して新しい位置づけを与え、女子に対すると同じく、男子に対しても家庭生活に対する関心と理解をもたせ、民主的な家庭や社会の建設への力強い出発点たらしめようとしたものである。そしてこのことは男子の職業担当教員に、特に学校長の任にある方々に十分理解していただきたい。しかしそれとともに、現在、男子に対すると同じく女子に対しても職業教育の重要性が強く叫ばれつつある現状にかんがみ、また職業の各分野に女子の進出がおおいに期待され、またおこなわれているこの大きな変革期にあって、従来の家庭科教育の中にのみ女子を閉じこめておくことが、果して適切であるかどうかを

十分検討する必要がある。この意味においても、女子に対して家庭への理解とそれに伴う実習の面をこえて職業への展望をもたせることは、職業につくと、家庭の主婦となるをとわず、必要なことであろうと考える。」

この文章には、家庭科の位置の問題に関するひとときわ注意深い配慮がにじみ出ているように筆者にはおもわれる。しかし同時に、「従来の家庭科教育の中のみ女子を閉じこめておくことが、果して適切か」という強い疑問が投げかけられていることには、改めて注意を喚起しておきたい。

③ 12月の文初職242号に対する家庭科教師の不満

通達が出された直後の12月28日、原案作成者側の海後宗臣、杉山一人（東京都教育委員会調査課主事）の2人を囲む現場教師の座談会が開かれた。この席上、家庭科教師が、以下のように、ひじょうに強い不満をのべていることが注目される³⁰⁾。

「村松隆子（東京都下谷区立下谷中学校教諭）家庭科の立場からお伺いたします。私たち家庭科の立場としまして、非常に家庭科が今微々たる状態でありまして、何とかしてこれを強化しなければならないということを痛切に感じていたのでございます。それをお取り上げになって非常にお骨折りいただきましたことは大変に有難いと思っておりますけれども、その強化の方法としまして、職業科と一本にすればこれが強化になるということは、私どもは考えていなかったんでございます。

と申しますのは、ただいまの日本の段階におきまして、200年来の封建性を今一度に断ち切りまして、世界に劣らない民主的な家庭生活を作るという非常な重大使命を持っています。職業科との関連は非常に深いのでございますけれども、このように一本にしないで、独自の立場からもう少し現状よりも強化したいと考えていたのでございます。5月28日の通達のように、家庭科と職業科がそれぞれ独立したような形でお互いに提携してやって行くあの案で、ちっとも支障がなかったのでございますが、それをこういうふうに変更しなければならない根本の趣旨はどこにあるのか、その辺をお話いただきたいと思っております。今この声を聞きまして、全国の家庭科教員は恐慌状態にあるのです。

宮寺大助（横浜市立根岸中学校長）この案を実際にやるとすれば、やはり家庭科の時間が少ないですね。

佐伯みね（東京都北区立北中学校教諭）家庭科は前の案でも少ないのです。

寺宮 私も前の案でも特に今の日本の現状から、実習の時間を設けなければ家庭に入っても困るといような感じがしました。事実女のかたが社会に出て、職業的な技術を持つということは、今の時代では大事だと思うのですけれども、やはり家庭に入って、家庭の中の仕事が十分にできるだけの教養はつけてやらなければならないと思っております。」

これらの発言から家庭科教師たちの考えについていくつかのことがわかる。第一に、当初、家庭科が職業科のなかの一科目とされていることに不満をもっていたが、5月の通達で家庭科が職業科

と対等な教科として独立したことにある程度満足していたこと、第二に、この12月の通達は家庭科の独自性を曖昧にし、家庭科的内容にあてる時間数が少ないとして大いに不満であること、第三に、その根底に、家庭科は女生徒には必須のものだという強い考え方があったこと、などがそれである*。

* この座談会に出席した家庭科教師の発言と必ずしも同じ趣旨ではなかったが、山本キクも、この通達は、「家庭科教育にとっては、開びやく以来の大変革となった」とのちにのべている³⁹⁾。

近藤が注意深く配慮した家庭科の位置づけの問題は決して杞憂ではなく、家庭科を女子専用教科として独立させるべきだとする家庭科教育観をどう克服するかが難関であったことを、この座談会は示唆している。

こうした意見に対して海後は、「そういうことはちゃんとできるようになっているじゃないですか。例を見てごらん下さい。」とのべ、さらに、職業科と家庭科とを統一したことについて、つぎのようにのべている⁴⁰⁾。

「海後 一緒にしなければだめだという声もたくさんあるのです。それは何百万といますか、必要なら判を取ることもできます。私はどうしても一本にしなくちゃならんと考えている。その理由は、家庭と職業とは中学校の学科課程の全体の中における位置が互いに手を結び合ってきている、こういうことが一つ、それから家庭も職業も実生活の場面の違いで、職業生活の解釈からいうと共通の基盤なんです。場面が違うだけなんです。だから二つに分けられない。次には学校の内容に関してですが、新制中学校の学習では男子も家庭科学習をしなければならない。女子も職業学習をしなければならない。ところが今までのやり方では、男子は家庭学習を非常に軽く見たり、場合によってはやらない。それから女子の方が職業科学習を軽く見たり、やらなかったりした。だから両方ともちゃんと一緒にできるように、一つの釜の中に入れて、両方がある仕事をする場合に、それが家庭学習にもなり、職業学習にもなるようにしよう。こういうふうにすることが家庭学習と職業学習と両方を発展させることになる。たとえば記帳をするので商業の記帳と家庭記帳と別に分ける必要はないので、記帳学習をやる場合に女子はそれを家庭生活に持って行き、男子はこれを職業生活に持って行く、こういうふうに関係が組み合わされて現在の中学校の学科課程が滑らかに行く。」

海後の発言は、従来の職業科と家庭科の内容を統合し、この統合された教科を男女生徒に開かれたものにしなければならないという点で一貫している。これは、その後の海後の著作にも一貫する強い主張である。そして、両者を共通の考え方で結びつけ、教科の実践に統一性を与えるために「しごと」学習を強く提唱していることがわかる。しかしここからは、これからの家庭科が、従来のような、女子のための裁縫、家事でよいのか、という近藤が投げかけたような強い疑問を読みとることはできないように思われる。そのため、家庭科教師の発言とかがみあっていない感があること

は否めない。

④ 海後宗臣の職業・家庭科構想——統合教科論

1951年4月13日には、全国職業・家庭科関係指導主事講習会が開催され、その会場で学習指導要領 職業・家庭科編の未定稿が配布されている³⁵⁾。この会で海後は講演し、学習指導要領改訂の趣旨についてのべている³⁶⁾。海後は、前述のように、職業・家庭科につき幾つもの文章を書いているが、担当の指導主事に直接に語りかけているこの文章は、簡潔であるが彼の職業・家庭科観をよくしめしているようにおもわれる。

海後は、まず、職業・家庭科の性質は、「大衆の学校である」という「新しい中学校の基本的性格」から決定されてくると強調し、この点から「職業・家庭科の中学校における重要性」が説明されるという。

この大衆の学校で「知識技術を学習するためのカリキュラムは、生活学習、内容学習、用具学習の三つ」に分けられ、職業・家庭科は「内容学習を担当する科目の一つ」である。内容学習は自然、社会、技術に分けられるが、「職業・家庭科はこの中で主として技術学習に属している」が、自然の学習、社会学習と深い関連がある。しかし、この学習は、「自然即ち理科と社会と技術の学習は併立している」のではなく、「理科、社会科で学んだ知識を技術学習にもってきて、それを一つにして生活学習へと導き入れる役目を果たしている」のであり、職業・家庭の形態は「生活に結びついた技術として、総合された形態」でなければならないという。

こうして海後の場合には職業科と家庭科とを統合する論理的な必然性がある。この点については次のようにいう。

「従前は農業・工業、商業、水産等と職業科の窓口が分かれてお互いに譲れない形態になっていた。それを新しい中学校の教育課程として一本に総合し、これを生活技術として学習させることは重大な改革となる。

一般に新しい教育内容は生活の線に持って来て、インデグレートして行く考え方が力を持っている。これは生活カリキュラムの主張による改造型である。今日この新しい科目は職業・家庭となっているが、職業と家庭との二つもインデグレートして全く一つのものとならなければならない。今日はまだ、十分に総合されたカリキュラムとなっていないのであります。これは次の機会に実現できて、名称も一つのものとなるにちがいないと確信しています。

今日においてもなお家庭科と職業科とを分離して二つにすることを要望している人々もある。しかしそれは中学校のカリキュラム改造の方向を反対に押し返そうとするものと断定しなければなりません。」

教科を分立させることに反対する海後のことばは厳しい。その上で、考え方の上で総合を主張するだけではだめで、「これからは実践を通してインデグレートするより他はない」という。

以上がこの教科の内容構成の「基本的な足場」であり、その内容として「生活技術としての実践

を実生活に役立つ仕事としてとらえた」のが新しい職業・家庭科なのだという。そして、限りなくある「実生活に役立つ仕事」の中から、「中学校の学習として望ましい」「生活技術の実践を取り上げ」なければならないという。

この仕事の学習の意義はつぎのように説明される。

「先ず何より第一に仕事をやっていると技能が自分の身についてくるのであります。この技能を獲得することが人間を形成する大切な機会となります。又仕事をやっていると自分の実践している技術は勿論、それに関連したさまざまな知識理解が獲られて来るわけです。そのようにしてわかったものはたんなる知識にとどまるものでなく技術の知識理解であります。これは仕事を進める場合の重要な問題であって、人間を形成するための一つの分野を作るものとなります。

それと共に仕事によって、その社会、経済的理解がつけられるようになります。

これは仕事と結びついて学習される知識理解であって、実際に仕事と分離することは許されないと考えます。」

こうして、職業・家庭科は「実践を通して知識を獲得するのがその本領」だという。

さてその仕事の種類を計画的に決めるについては、仕事を啓発的に行うという拡散性と、生徒が卒業後にたずさわるであろう仕事により学習に方向を与える集中性とを考慮しなくてはならない。前者の原理はトライ・アウトであり、後者の原理はポケイショナルである。

この二つの原理は性格上相反するものなので、「これを同時にみだすことは、カリキュラム構成上のむずかしい問題」となる。実際には、「低学年ではなるべく広くわたるという原理を考え、必修の時間には幅広く様々な仕事で啓発的に経験させ、選択の時間では幅をせまくして集中した学習をさせるように指導する。又、第2、3学年に進むにつれて幅をせまくする。そうして生徒の持っている要望に応じて集中的にして卒業後の就職へも導いてゆくべき」で、こうして、「二つの原理が十分充たされるように構成されなければならない。」

また、学習形態は、「一つの生活課題をとって単元とし、色々の仕事の組合せによってこれを解決してゆく」単元構造であるべきで、「こうした生活技術単元を成立させるよりどころは、その地域の社会生活の現実にある」という。

そこで、「職業・家庭での学習内容の作りかたは唯一つに統一された形であってはならない。それらの教育の場所は必ずしも統一されていない。他との違ったケースを出しているものであるから、それぞれの地域社会の独自の要請を直ちに実現しうるように立案されていなければならない。」ということになる。

ここにみられる海後の構想は、教科の構造という点に限っていえば、たんに「職業」と「家庭」という二つの教科を「・」で結びつけるというようなものではなく、両者の内容をインテグレートして1教科としようとするところに本質的な特徴があった。その意味でいえば、海後の構想にあっては、二つの教科の存在を前提とするかに見える「職業・家庭」という名称は、不徹底であり矛盾

でさえあったといえよう。

Ⅲ 1951年版の職業・家庭科の『学習指導要領』に対する評価

① 1951年版の職業・家庭科に対する技術教育関係者の評価

『中学校学習指導要領 職業・家庭科編（試案） 昭和26年（1951）改訂版』が刊行されたのは、既に未定稿ができていた4月の講習会から8か月後の1951年12月25日だった。

この『学習指導要領』に対する技術教育関係者の評価は、概ねかんばしくなかった。

51年版の職業・家庭科に対する不満は、どういういきさつなのか筆者にはやや理解しがたいところがあるが、『学習指導要領』が刊行されて間もない時期から、職業・家庭科に関する問題を所掌していた文部省の職業教育課のなかにもみられた。たとえば長谷川淳は1952年11月に発表した文章で、「いかにも内容の雑然とした感じ」を指摘しているが、同時に、「職業・家庭科はその成立の時に、職業と家庭は不即であると共に不離であり、平等の機会と権利とをもって結合して並列するという『民主的な』合議によって決められたものである」と、職業科と家庭科との関係をせい一杯の皮肉をこめてのべている³⁹⁾。このことばは、「職業」と「家庭」とを統合（インテグレート）して実質的には一つの教科にするという海後の企図が、職業科及び家庭科関係者による「平等の機会と権利」の主張におされて成功しなかったことを示唆している。また、1951年版の職業・家庭科の問題点を教科の構造という点からとらえていたという点でも、この指摘は鋭く重要であった。しかし、管見の限りでは、「職業」と「家庭」との関係に言及した長谷川の文章はこれ以外には見あたらない⁴⁰⁾。

長谷川は、1953年に発表したいくつかの文章^{39)、40)、41)}においても、51年版学習指導要領の職業・家庭科を厳しく批判している。とくに注40)の文章では、学習指導要領と「この指導要領を作成した責任者の」二つの論文⁴²⁾をとりあげ、「勤労愛好の精神」、「実生活に役立つ仕事」、「仕事の範囲と啓発的経験」、「単元学習と地域社会主義」の各項に分けて詳細に批判し、これらにおいては、「この教科の目的や原理が、戦前においてのみ存在の根拠をもった古い教科目とその原理の中のみ求められている」とのべている⁴³⁾。ここでの批判の観点は、その直前の、1953年3月9日に中央産業教育審議会が建議した「中学校 職業・家庭科の改善について」に立脚していたとみられるが、教科の構造についての批判的観点は必ずしも明らかでない。

後年になってからの、職業科あるいは技術科教育研究者の批判も厳しいものであった。たとえば清原道寿はつぎのようにのべている⁴⁴⁾。

大綱——1949年12月の通達をさしている・引用者——および学習指導要領でしめされた職業・家庭科の性格は、「実生活に役立つ仕事をする教科」「地域社会によって特色をもつ教科」「啓発的経験の意義をもつ教科」の三つである。

この教科の主要な性格づけは、「実生活に役立つ仕事をする」教科という点にある。これまで、農・工・商・水産・家庭・職業指導に分科していた「職業科」という教科を、一教科とし

て統合して性格づけようとし、その統合の原理を、「実生活に役立つ仕事をする」ということに求めたのである。たしかに、「実生活に役立つ仕事をする教科」といえば、男女別・進路別のいかにとわずに必要な教科と思われる。しかし、教科独自の性格づけとしては、「実生活に役立つ」という広い規定は適当でない。すべての教科が、なんらかの意味で「実生活に役立つ」教科だからである。さらに「仕事」を中心にする教科ということで性格づけるとしても、それは、理科を「実験・観察」を中心とする教科であると性格づけるようなもので、教科独自の性格づけとはいえない。

さらに「実生活」は、生徒の住む地域社会を離れて存在しないので、「実生活に役立つ仕事」は、「地域社会によって特色をもつ」ことになる。そのことから、たとえば、農村では、栽培・飼育を重点的に取り上げることもなるし、また、地域社会にある前近代的な仕事をも、地域主義の名のもとに取り上げることになる。

つぎに、性格づけとして、「啓発的経験」の強調は、前述のトライ・アウト主義の学校を、このちも存続させる根拠となった。前述した（注記略—引用者）ように、啓発的経験とは、トライ・アウトと同義語であり、生徒が自己の個性を発見し自覚するに役だつ各種の経験を意味する。このような啓発的経験は、学校教育全体にかかわりをもつものであり、職業・家庭科独自のものとはいえない。各教科や特別教育活動とともに、それぞれ独自の性格・目的をもちながら、それらの教育の学習経験はいずれも啓発的経験の意義をもつものである。

清原は、学習指導要領性格をこのように特徴づけたうえで、その「教育計画」は「生活経験単元的形式を指示しているとし、「すでに他教科では系統的な学習を妨げるものとして批判されはじめていた1951年当時に、職業・家庭科ではむしろその形式を全面的に取り入れたのである。そのため、技術の基礎についての系統的な学習が行えなくなり、基礎的技術の教育として致命的な欠陥を露呈するにいった。」と厳しく批判した⁴⁵⁾。

清原によるこのような批判は、のち、原正敏にほとんどそのまま継承された⁴⁶⁾。

また長谷川は、のちに、49年12月と51年の学習指導要領を、つぎのように特徴づけている⁴⁷⁾。

「昭和24年12月の初等教育局長の通達によって、職業と家庭と職業指導が一つにまとめられ、新たに、職業・家庭科という教科が設けられ、つづいて昭和26年に職業・家庭科の学習指導要領が刊行されるに至るが、これは勤労主義と職業指導の妥協の産物であり、カリキュラムは生活カリキュラム、方法はプロジェクト法であり、生徒の知的訓練と科学的精神の養成がいちじるしく軽視されたものである。」

② 1951年版の職業・家庭科に対する家庭科教育関係者の評価

51年版のこの学習指導要領は、職業科関係者とは違った意味においてはあったが、家庭科関係者からも不評であった。

家庭科担当の事務官として作成にも関したという立場にあった山本キクには、『学習指導要領』

刊行直後には、直接にこれを批判した発言はみられない。しかし、1953年には、さきの通達と『学習指導要領』が出されておおよそ2か年の実際経験をしたとみられる教育現場での扱い方を、つぎのようなかたちで批判していたことが知られる⁴⁹⁾。

「今の職・家はむずかしくてわからないとばかりに、職業的経験や知識・理解を与えることなど、どこ吹く風かというような態度で終戦前のように家庭の仕事を教えておられる天下太平の学校もある。」

「この地域は実業に就く卒業生が多いからというので、全く家庭生活学習をぬきにした学校もあり職業・家庭科3時間のうち、1時間を女子は家庭男子は職業、2時間を職業的知識・理解とし、家庭担当の教師は1時間技術だけやればよいという珍妙な行き方をしている学校もある。」

「なまはんかな産業教育法の考え方が拍車をかけて、家庭生活学習を全く農工商の生産面に結びつけて指導されている学校もある。」

1955年になると、彼女の批判もエスカレートしており、「家庭科はいかなる立場に置かれようと、動かすべからざる本質的な独自性をもつのは当然であって、『実生活に役立つ仕事を中心として学習する……』という一筋の縄ではしばられない性格をもっている」と断言するに至る⁴⁹⁾。この文章は、中産審の第一次、第二次の建議が出された後に書かれたものである。

後年になってからの51年学習指導要領批判はいっそう厳しいもので、家庭が「・」で職業科と結びつけられたことについて、「『結婚しろ』といわれ『いやだ、いやだ』と、ずっと逃げまわって来た」とのべているし、「山本先生がたしか課長さんもおられるところだったと思いますが、『これは合意の結婚ではございません』とおっしゃったのを記憶しています」という証言もある⁵⁰⁾。

もちろん、山本の不満は、名称の問題だけではなく、性格、内容の全般に及んでいた⁵¹⁾。

「農工商水産家庭は、一部共通点があるにしても、各異なる独自性をもっており、単純な一筋縄の定義を下すことは、きわめて困難であり、危険でもある。」

「家庭科は仕事中心の学習であるということになると、調理や、裁縫が学習の主部となるわけである。」

「一部の人々からは細切れのよせ鍋であると手厳しい批判を受けたこともある。なお仕事を中心とする学習としたために、手あたり次第何でも仕事の学習としてとり上げる弊に陥ったことも批判された。」

「終戦後家庭科は、家庭生活に関する学習であるとして来た考え方に従えば、仕事を中心とする学習とすることは、まさに戦前への逆行であると嘆いた向きもあった。」

「職業・家庭科の仕事は、啓発的経験の意義をもつという性格の二項が、あれもこれもとつまみ食いをするような結果となって、職業・家庭科の教育を浅薄なものとして、真に理解し、興味をもって学習するには、程遠いものがあるとの批判もあった。」

「ここに家庭科に一貫性をもたせよの世論が起って来たわけである。」

批判はいずれも他人の言葉のかたちをとっている。そういう部分もあったであろうが、僅か2ページ足らずの紙幅に上述の不満を並べたことからみて、多くは彼女自身の不満だったのであり、ひいてはそれは多くの家庭科関係者の不満だったとみてよいのではなかろうか。そしてこのような不満や批判には、技術教育関係者による批判とは異なって、「職業」と「家庭」とを統合しようとする教科構造論自体にたいする批判がふくまれており、そこには家庭科の独自性に関する主張があったことに注目しておく必要がある。

IV 職業・家庭科における「統一」と「分化」

① 51年版の職業・家庭科『学習指導要領』批判の視座

関係者の異例に長期にわたった苦心の末に刊行された51年版の職業・家庭科『学習指導要領』は、前にみたように、刊行直後から不評だった。ある意味ではこれらの「不評」の意義を考察することが本稿の目的であるが、その前に、筆者の考察の視座を確認するための基礎作業として、職業・家庭科の『学習指導要領』の扱いをめぐるその後の経過の概略を年表風に整理しておく。

- 1951年12月25日 『学習指導要領 職業・家庭科編』発行。
- 1953年3月9日 中央産業教育審議会「中学校 職業・家庭科の改善について」を建議（いわゆる第一次建議）。
- 1954年10月19日 中産審第二次建議「中学校職業・家庭科の教育内容について」。
- 1955年9月 文部省、教材等調査研究会職業・家庭科小委員会の委員を任命。
- 1955年10月21日 文初職第408号「中学校職業・家庭科の改訂要綱（案）」を公表。
- 1956年5月28日 『中学校学習指導要領 職業・家庭科編 昭和32年度改訂版』発行、1957年度から学年進行で実施。
- 1958年3月15日 教育課程審議会「小学校・中学校教育課程の改善について」を答申、中学校に「技術科」の新設を提唱。
- 1958年7月31日 「中学校学習指導要領（案）」発表、「技術科」という名称はこの発表に際して突然に「技術・家庭科」となる。
- 1958年8月23日 学校教育法施行規則の一部改正され、中学校の「職業・家庭」は「技術・家庭」となる。
- 1958年10月1日 「中学校学習指導要領」告示、技術・家庭科の目標、内容等しめされる。内容は男子向き・女子向きに分けられた。
- 1969年4月14日 「中学校学習指導要領」改訂、技術・家庭科の内容の性別履修指定は継承。
- 1977年7月23日 「中学校学習指導要領」改訂、技術・家庭科の内容の性別履修指定は継承されたが、一部にいわゆる相互乗入れを導入した。
- 1979年12月28日 国連「女子に対するあらゆる差別の撤廃に関する条約」を採択。

- 1980年7月 日本政府、女子差別撤廃条約に署名。
- 1985年6月24日 国会、女子差別撤廃条約を批准。同年7月25日同条約発効。
- 1989年3月15日 「中学校学習指導要領」改訂、技術・家庭科は、4領域を男女の必修とし他の全領域を男女の選択とするというかたちで、内容の性別履修指定を廃止した。

このような経過のなかで、1951年版をどのような視座から検討し、批判するか・してきたかが問題となるが、「職業」と「家庭」、あるいは「技術」と「家庭」との関係を見るためには、そのよるべき視座となるいくつかの画期的な見解に注目する必要があるようにおもわれる。ある意味では筆者の結論をさきどりするかたちになるが、論点を要約してのべよう*。

*以下にのべるそれぞれの見解は、具体的な内容構成という点にたち入って考えると複雑になるので、教科の構造という点での本質的な特徴についてのみ注目していわば枝葉をとり払って整理したものである。それぞれの学習指導要領が想定していた内容構成についてはたとえば横山の論文²⁰⁾を参照されたい。

- (1) 第1は、いうまでもなく、1951年版の学習指導要領が提起した職業・家庭科のあり方である。これは、海後によれば、「実生活に役立つしごと」を中心概念として、職業・家庭科を、名称はともかくとして、その内容を統合して実質的に単一教科たらしめようとする構想であった。
- (2) 第2は、1953年3月に出席された中産審の第一次建議である。これは、51年版の職業・家庭を批判的に改善する企図を直接の契機として生まれた。後述のように、筆者の理解では、批判の主たる対象は教育内容の構成原理にあった。この建議は、この教科の内容の構成原理を一新させるとともに、構成原理、教育内容としては「職業」と「家庭」の2系列を構想した。建議はこの教科は単一教科であるといっているが、実質的には2教科構想であった。のちの技術・家庭科と決定的に違う点は、職業科（あるいは職業系列の内容）と家庭科（あるいは家庭系列の内容）を、原則としてともに男女に共通に履修させるべきだとしていたことである。

学習指導要領ではなく、したがってその構想がそのまま実現したわけではない第一次建議に注目するのは、後述のように、この建議の思想が51年版の職業・家庭科に対する批判の観点を極めて明確にしているからである。

- (3) 第3は、教育内容の全体を「男」「女子向き」に分け、性別に学習領域を指定する方式である。1958年版、1969年版および1977年版の技術・家庭科がこれである。（1977年版にはいわゆる相互乗入れという措置が講じられているが、本質的な相違ではない）。内容構成の点でいえば、これら学習指導要領は、実質的には男子に課する技術科、女子に課する家庭科という二つの教科を想定しているにもかかわらず、単一の教科と称しているところに大きな矛盾がある。

なお、技術科（以前は職業科）と家庭科とに等しい時間をあてているのは、これら3つの学習指導要領のみであることにも注目しておきたい。

- (4) 第4は、内容を実質的には技術系列、家庭系列に区分できるように設定しながら性別の履修指

定を完全に撤廃した1989年版の技術・家庭科である*。これは、いうまでもなく、女子差別撤廃条約の反映である。しかし、実質的には2教科でありながら、形式的には1教科としている点は、上記(3)と同様である。

*学習指導要領が性別の履修を指定していない、という意味である。選択制の領域について学校が性別履修指定を行うことを学習指導要領が禁止しているわけではない。

(5) 以上のようにみると、内容構成からみて実質的には2教科を構想しながら形式的に1教科だといってきた見解の多いことがわかる。これは、なかを「・」で結んでいる所以でもある。そこで、このような単一教科論の成立を可能ならしめた理論的根拠を問うという視座も必要になってくる*。

*1960年代から70年代にかけて、民間教育教育研究運動に参加する一部の先進的な人びとによって技術・家庭科の男女共学が提唱され実践され始めた。これは、実質的には、技術科および家庭科の男女共学であった。ところで、この運動のなかで、ポツなしの「技術家庭科」という構想が提唱されたことがあった。このいわゆるポツなし技術家庭科構想は、いずれの場合も、教科の構想という点でいえば51年版の学習指導要領の構想、あるいは当時の海後宗臣の構想を発展させたものといえるが、その提唱者たちにはそのような自覚はなかった。いわゆるポツなし技術家庭科論には二つの流れがあった。その一つは、晩年の岡邦雄が提唱したものである⁵³⁾。この岡の理論は「家庭科は、それが教科として発生したのは技術科よりさらに新しく」とするなど、この教科に対する無知のうえに夢想されたもので、科学の立場からは論ずるに値しないものだった⁵⁴⁾。もう一つは、家庭科の実践家・小松幸子の提唱にかかるものであった⁵⁵⁾。小松の場合、技術科と家庭科の内容を統合する理論的根拠を、技術論でいういわゆる折衷説——とくに三枝博音『技術の哲学』(岩波書店、1951年)——にもとめている点に特色がある、と筆者はみている。これらの構想はその理論的根拠が人によって違っていたし、学習指導要領に結実することもなかったので、ここではとりあえず検討の対象から除外することとする。

(6) いうまでもなく、以上のほか、上記の諸見解を成立せしめた背景としての、それぞれの時期の社会的、経済的あるいは政治的情况を無視することはできない。

中産審の第二次建議(56年10月)と「昭和32年度改訂版の『中学校の学習指導要領 職業・家庭科編』」を重要な視点としてあげなかったのは、両者がともに、「職業」と「家庭」とを「・」で結んでいる点は第一次建議と同じであるし、内容構成は形を変えているとはいえ農・工・商・水・家及び職業指導のバランス論に立脚していて、本稿の主題である「職業」(又は技術)と「家庭」との関係を論ずるに適切な論点を提供していないようにおもわれたからである。

② 実質的には2教科論だった第一次建議

予めの結論を強いて要約したかたちでいえば、前述の清原、長谷川、原論文は、いずれも1953年3月に出された中産審の第一建議を肯定的に評価し、この観点に立脚していたといえることができる。(なお、長谷川は第一建議をまとめる文部省内における当事者の一人であった。)この第一次建議を

肯定的に評価する技術教育関係者の見解は、基本的には、1980年代にまで継承されている⁶⁶⁾。

これらの人びとが51年版学習指導要領を批判する際の主要な立脚点は、第一次建議の冒頭の「職業・家庭科の目的及び性格」と題された次の点であったと筆者にはおもわれる⁶⁷⁾。

(1) 職業・家庭科は、職業生活および家庭生活における基礎的な技術の習得、基本的な活動の経験とともに、それを通じて、国民経済および国民生活に対する一般的な理解を養うものであり、共働的な労働の訓練を重要視して、技術的、実践的な態度を養うものである。

この基礎的な技術および基本的な活動は、日本の国民経済および国民生活の改善向上に役立つものでなければならず、その中にひそむ原理や法則を理解して、それを合目的、実験的に用いる能力を養い、更にその社会的経済的意義を理解させる。

(2) 職業・家庭科は、義務教育としての普通教育の教科である。したがって必修ととしてのこの教科は、直接的に特定の職業への準備をするものでなく、将来の進路にかかわらず男女すべての生徒に課せられるべきものである。

本稿の主要な論点ではないのでくわしくはたち入らないが、この教科の目標を、地域社会のあれこれ、職業のあれこれの理解ではなく、「国民経済および国民生活に対する一般的な理解」を養い、「日本の国民経済および国民生活の改善向上に役立つ」ような「職業生活および家庭生活における基礎的な技術」を習得させ「基本的な活動」を経験させることにあつた点が大きく評価されていたのである。

また第一建議が、

カウンセリングとしての職業指導は、この教科外におき、その重要性にかんがみ別途考慮する。しかしこの教科は職業指導と密接な関係をもつもので、国民経済や国民生活の一般的な理解を養い、その基礎構造と社会経済的な約束を理解することにより、また基本的な技術の習得を啓発的経験として役立てることによって、職業指導への基礎たらしめるものである。

とのべて、職業科（あるいは職業・家庭科）と職業指導との直接の関係を切断する方向をしめし、これによって47年以來の懸案についての解決の方向を打ち出したことも大きく評価されている。

ところで、第一次建議は、本稿の直接の課題である職業科と家庭科との関係については、「2教科の立て方」と題して、

(1) 「職業」に関する学習と「家庭」に関する学習とは、その学習内容において関連するもの多く、また学習方法においても共通性をもっているため、一つの教科とする。

(2) しかし、「職業」と「家庭」には、それぞれの学習系列があるので、それを明確にする。

(3) 上に述べた職業・家庭科の目的および性格から、「職業」も「家庭」もともに男女共通に学習させるが将来の進路および男女の性格を考慮して、男子には「職業」の、女子には「家庭」の比重を重くする。

とのべ、また「3 学習指導要領の取扱い」のなかでは、

(7) 各学校は、男子向、女子向の「職業・家庭科」の課程を別々におくのではなく、男女共通

に学習すべき領域を設定、その基礎の上に、或はそれと平行して、男子の職業或は女子の家庭の学習の領域を設定すべきである。

とのべている。つまり「職業・家庭科」は「男女共通に課されるべき」「一つの教科」であるとした点では、あるいはその理念に関する限り、第一次建議は51年版学習指導要領と同一の観点に立脚していた。

あえてまとめれば、第一次建議は、懸案の職業指導については切り離す方向を打ち出したが、もう一つの大きな懸案である職業科と家庭科との関係については、51年学習指導要領と同じく、両者を「・」で結ぶ単一教科論で解決をはかろうとしたのである。したがってこれらの点を別とすれば、51年版学習指導要領と第一建議との大きな違いは、「しごと」を中心とするかどうか、内容編成をどう構想するか、などの点にあったといえる。

ここでわれわれは、前述の清原論文は1969年に、その見解を継承した原論文は1975年に、また長谷川論文は1972年に刊行されたものであることを考慮しなくてはならない。つまりこれらが執筆された時期は、第一次建議の直後ではなく、1958年の学習指導要領が実施に移されて以後のことであったこと、本稿の関心事にそくしていえば、技術科と家庭科との関係が改めて問われていた時期である。すなわち、職業科と家庭科との関係をどう見るかという問題は、技術科と家庭科との関係をどうみるかという問題に直結していた時期なのである。

筆者はこの点については、「職業」と「家庭」には「それぞれの学習系列がある」という指摘は正鵠を射ているのだから、両者を合わせたものが「一つの教科」だというのは、論理的にムリがあったと考える。すなわち、第一次建議は、この教科の教育内容の二つの「学習系列」の性格を「国民経済および国民生活」ということばでしめしているとみられる。つまり「国民経済」「における基礎的技術」や「基本的な活動」が（家庭科をのぞいた）職業科の内容に相当し、「国民生活」「における基礎的技術」や「基本的活動」が家庭科の内容に相当する、とみられるわけである。

前掲清原論文には、建議の読みとり方について当時の文部省事務官が提供したといわれる資料の清原による要約が紹介されている。この資料については、出典が明示されてなく、文章中に第二次建議（1954年10月）や1957年版学習指導要領（1956年5月刊）への言及があるなど、記述された時期についても疑問があるが、上述の筆者の理解と一致する点があるので、参考のために紹介しておく⁸⁹。

- (1) 「職業に関する学習」は、国民経済についての一般的理解を与え、現代の産業についての基礎的な知識と能力（建議でいう基礎的技術と技術的態度）を学習させるものである。
- (2) 「家庭に関する学習」は、国民生活についての一般的理解を与え、生産生活と密接に結びついた消費生活のしかたについての基礎的な知識と能力（建議でいう基本的活動の経験と実践的態度）を学習させるものである。
- (3) 「生産」（職業）と「消費」（家庭）とは密接にむすびつき、関連をもつこと、職業の学習も家庭の学習も、ともに「実践的活動」を通して学習するものであること、こうした理由から、

「職業」の学習と「家庭」の学習を統合して「職業・家庭科」という一つの教科にする。この考え方は、後述の中産審第二次建議および昭和32年版「学習指導要領 職業・家庭科編」に受けつがれている。(傍点は原文)

このように考えると、教育内容の構成原理という観点からみると、「実生活に役立つしごと」という単一の原理を採用した51年版学習指導要領と、「学習系列」を「職業」と「家庭」とに分けた第一次建議とは決定的にちがっていたといわなくてはならない。あるいはまた、第一次建議は、51年版学習指導要領が「実生活に役立つ」というときの「実生活」という曖昧になりやすい概念を「国民経済」および「国民生活」という二つの概念にふわけして、二つの学習系列を用意したのだと考えることもできる。

ここでわれわれは、第一次建議のいう「国民経済」と「国民生活」の異同を検討しなくてはならないが、建議自体はこの点について何の説明も与えていない。筆者の理解をいえば、「国民経済」のことばは経済学でいう生産、より厳密に言えば生産と再生産を想定しており、したがって、「国民経済」「における基礎的技術」とは生産技術をいうのであり、「国民経済」「における基本的活動」とは社会的な生産活動のうちの基本的なものをさし、またこう規定することにより、「地域社会にある前近代的な仕事」(清原)をこの教科から排除するねらいもあったとみられる。

これにたいして、第一次建議における「国民生活」ということばは、「国民経済」ということばと併置(ないし対立)されているのであるから、「国民経済」なる概念つまり、国民経済学における生産と消費——この消費という概念は「売れる」という意味であって家庭内の消費をふくまない——の過程にはふくまれていないと解される。

こうしてみると、筆者の理解では、第一次建議のいう「国民生活」は、生産をふくむ広い意味での国民生活ではなく、国民経済のいわば最末端に位置する、多くは家庭を単位として行われる物的財貨やサービスの消費過程をさしているのである*。一言にしていえば、この「国民生活」には社会的な生産過程はふくまれていないのである。山本キクが、1953年4月に、産業教育振興法第1条の条文を援用しながら、「国民生活の向上は直接家庭生活の負うべき問題であり、消費者としての家庭生活がかくれたる実権を握っている」とのべていた⁹⁰ことは、筆者の理解を裏づけているといえよう。ちなみにいえば、山本のこの文章は、第一次建議が出される直前もしくは直後に執筆されたものである。

* 後年、家庭科教育の目的・性格の規定として、「労働力の再生産」という概念が一部の研究者などから提起される。いうまでもなく、労働力という商品の消費過程は、そのみが価値を生むという意味で国民経済(学)にいう生産過程の決定的に重要な構成要素である。「労働力の再生産」なる概念は、国民経済(学)のいう「再生産」になぞらえて規定され提唱されたものであり、それ自体の意義や重要性を否定するものではないが、国民経済(学)にいう再生産過程とは混同しないよう注意しなければならない、と筆者は考えている。

このように考えると、第一次建議がこの教科の内容を2系列に分けたのは論理的にはむしろ当然

の帰結であった。さらにいえば、第一次建議は、家庭科の性格や内容が、職業科との関連において、職業のそれとは異なるものであることを明確に規定したという点でも特徴的な、歴史上の重要な文書であった。

③ 第一次建議における単一教科論を可能ならしめたもの

それでは、建議が性格や内容の互に異なるものをなせ一つの教科としたのか、あるいはすることができたのが問題となるが、この点について清原は、「第一次建議では、生産教育論の立場で、当時の職業・家庭科の改善策を提示したかにかかわらず、職業・家庭科という一教科にするという文部省の既定方針にのっとっての改善策であったため」であろうという⁶⁰。

第一次建議は、上述のように、「一つの教科」ではなく、互いに異った二つの教科を想定していた、と考えた方がむしろ理解しやすい。少なくとも筆者にはそうおもえる。それにもかかわらず、「一つの教科」としてまとめざるを得なかったのは、清原のいうように「文部省の既定方針」にのっとらざるを得なかったからであろう。しかし、そう考えるとしても、「一つの教科」であると言い切ることができた理論的根拠はどこにあったのか、が改めて問題となる。

筆者は、第一次建議が「職業・家庭科」を「一つの教科」で言い切ることを可能ならしめた根拠は、建議自体にそう書いてあるわけではないが、「技術」という概念をいわゆる意識的適用説に立脚して解していたからだと考える。少なくとも、いわゆる労働手段体系説に立脚していなかったからだと考える。労働手段体系説に立脚すると、また「国民生活」を上へのべたように解すると、「国民生活における」技術というようなことを考えることはできないからである⁶¹。こうして第一次建議では「技術」についての概念規定の曖昧さが「職業」と「家庭」とを合体して考えることを可能ならしめたと考えるわけであるが、全く同様のことは、1958年以降の技術・家庭科についても指摘することができる。

④ 第一次建議における家庭科の位置

なおここで、第一次建議は「生産教育論の立場で、当時の職業・家庭科の改善策を提示した」という清原の指摘にも注目しておきたい。筆者は、論旨が煩瑣になることをおそれていわゆる生産主義教育論（清原は生産教育論といっている）には言及しなかったが、ここでいわれている生産主義教育論が主として宮原誠一のそれをさしていることはいうまでもない⁶²。ここでわれわれにとって重要なことは、第一次建議（1953年3月）以前に書かれた生産主義教育に関する宮原の論稿には、職業科に直接に言及したものは少ないとはいえあったが、家庭科の位置づけに関する直接の言及はなかったことである。

こうした点に注目してみると、51年版学習指導要領、生産主義教育論、第一次建議を並べて考える場合には、そのそれぞれにおいて家庭科の問題がどう位置づけられていたかが改めて問題となる。この点についての長谷川の次のような見解は、ある意味では最もはっきりしているといえる⁶³。

宮原誠一氏は、職業・家庭科に……生産主義的普通教育のプログラムを想定していたものと思われるが、行政委員会の委員としての制約と、勤労主義や職業指導を代表する側からの抵抗にあい、『中学校職業・家庭科の改善について』の建議は、妥協的なものにならざるを得なかった。しかし、この建議は、産業の基礎的技術の習得と、知識と労働の訓練とを重視している等、職業・家庭科の改革と、今後の技術教育の方向を示したものである。

長谷川は、やや極端に言えば、また役職上当然のことだったのかも知れないが、第一次建議を技術教育という面だけからみていたのである*。

*なお、中産審の第一次建議に関しては、当時の中産審の委員のなかにも、またこの建議の草案を実質的に練りあげた専門委員のなかにも、直接の家庭科関係者は一人も入っていなかったことを指摘しておく⁶⁴⁾。このことは、職業科、家庭科の学習系列の性格を解明にするうえではプラスになったとおもわれる。しかし、専門家ないし直接的な関係者が入っていないことに遠慮したのか、あるいは単純なバランス論に立脚したためか、職業系列と家庭系列とに同等の時間をあてるかのような、家庭科教育に過大の位置を与える結果になったようにおもわれる。

これに対して、宮原における家庭科の位置づけは、必ずしも明瞭ではない。宮原誠一は、第一次建議のすぐ後に、1953年5月18日から6日間東京で開かれた職業教育関係全国指導主事研究集会において行った講演の中で、「私はこの建議に現れている根本の考え方に賛成している。部分的には私の考えとは違うこともあるし、全体としてこれを具体化するうえにいろいろ問題があるわけだが、基本的な方向づけとしてはこれでよいと思う。」とのべている⁶⁵⁾。しかし、「職業」と「家庭」との関係については、「両者は、学習系列としては二つに独立させたほうがよい。……こんどの建議で『職業』と『家庭』双方の学習系列をはっきりさせることになったのには拍手を送るが、にもかかわらず職業・家庭という帽子が残っておるということは不満で、これは中学校部会における少数意見として申しのべておきたい。」といっている⁶⁶⁾。論点がはっきりしないが、家庭科の位置づけに強い疑問をもっていたことをうかがわせる文章である。この点の解明は課題としておきたい。

⑤ 第一次建議と技術・家庭科の異同

清原は、教育内容を「男女の性格・進路のちがいによって」区分することを部分的に容認した第一次建議の考え方が、のちの技術・家庭科の「男子向き」「女子向き」の区分につながったとのべている⁶⁷⁾。清原は第一次建議がこのような理念を構築し得た理論的基礎についてはのべていない——当時の清原がいわゆる意識的適用説に立脚していたことはよく知られている⁶⁸⁾——が、内容を2つに分けたことについての清原の見解には筆者も同意する。他方依田有弘は、「第一次建議は、職業・家庭科を普通教育の教科として、将来の進路にかかわらず男女すべての生徒に課せられたもの」としている点からみて、清原のこの解釈は「誤り」だとしている⁶⁹⁾。

教科の内容の構造という点で言えば、第一次建議が職業及び家庭という二つの学習系列を考えたのに対し、技術・家庭科は「男子向き」「女子向き」という二つの学習系列を規定した。そして、

両者ともに、実質的には二つの教科となるべき内容であったという点で、また、形式的・制度的には一つの教科であると規定した点で、第一次建議と技術・家庭科とは共通しているといわなければならない。筆者はこの点に関する限りは、両者ともに、二つの教科論に徹し得なかったところに問題があったと考える。(作業の順序という点では、両者ともに、むしろ形式的単一教科論を前提として改訂作業をすすめたのではないかとおもわれる。)この点では、依田は、建議が実質的には2教科論に立脚して内容を構成していた事実を軽視ないし無視しているといわざるを得ない。

第一次建議と技術・家庭科との教科の内容に関する決定的な相違点は、前者は職業系列・家庭系列の双方とともに、原則として男女に共通に課することにしたのに対し、後者には技術系列を男子に、家庭系列を女子に課すというかたちで、履修すべき内容を性別に指定した点にあった。

技術科の創設を答申した教育課程審議会に参加した細谷俊夫は、教科審では、職業・家庭科を技術科に改編するという大筋は異論なく決まったが、「家庭」の内容のあり方、「家庭」の名が中学校で消えること、性別の履修指定、などが激しい議論になり「技術科」という教科名は11名中6名というきわどい採決で決定されたと回想している⁷⁰。家庭科の位置づけがあまり議論されなかったらしい第一次建議の場合と違って、技術科(のちの技術・家庭科)創設に関しては、家庭科の位置づけこそが問題だったのである。その結果を家庭科に注目していえば、家庭科を公然と女子専用教科としたところに、技術・家庭科の最も重要な特徴の一つがあったといえる。この点に関連していえば、第一次建議が職業系列と家庭系列の双方も男女のすべてに課すことを原則としながらも、「男子には『職業』の、女子には『家庭』の比重を重くする」とのべて、性別履修の余地を残したことは重大であった。

なお細谷はまた、技術・家庭科のなかの家庭科について、

「技術科が農村と都市というような地域差を一切認めない立場に立って全体の水準を引き上げようとしたことはよい。しかし男女の差だけはこれを承認して、それを技術科という教科の枠の中だけで解決しようとしたことがもともと無理だったといえる。むしろ男女平等に技術科を同一の内容で学習させ、選択教科として新設された家庭を女子に対して必修教科として課する方策をとる方がはるかに合理的であった。」

と書いている⁷¹。細谷は、技術・家庭科ではなく、技術の部分のみを男女の必修とし、家庭科は女子のみ必修とする方が合理的だというのである。このような議論が教課審のなかにあったのかどうか不明である。しかし、細谷が技術科男女必修に熱心であったことと同時に、家庭科の位置づけに苦慮したことをうかがわせるにじゅうぶんな発言である。

このようにみえてくると、職業系列と家庭系列とを等量とした第一次建議にも、また「男子向き」と「女子向き」に分けた技術・家庭科にも、「従来の家庭科教育の中のみ女子を閉じこめておくことが、果して適切であるか」(近藤)という問いかけがどれだけあったのかも問題となろう。

まとめにかえて

職業科と家庭科とは別個の教科である、別個の教科として扱われるべきだった、といまの私は考えている。その理由は、上記の、第一次建議についての筆者の分析というかたちでのべた。

51年版学習指導要領は、名称のうえでは「職業」と「家庭」とを「・」で結んでいた点で2教科論のごとくみえるが、教育内容を実質的に単一化することを企図した「一つの教科」論を採用していたという点で、歴史上、極めて特異な地歩を占めていたとすることができる。この場合は、海後が希望的観測としてのべたように実質的には1教科とすることを目ざしたものであり、それを可能ならしめたキー概念は「実生活に役立つしごと」であったが、それが技術教育あるいは家庭科教育としての性格を曖昧にすることになり、技術教育の側からも家庭科教育の側からも不評となった。しかし教育上の男女差別をなくすという観点を貫こうとするところから「一つの教科論」が構想されたのであろうから、この点は評価できる。教育課程の構造上の男女差別をなくそうとしたという点に限っていえば、この学習指導要領の企図が最も徹底していたとさえいえよう。

しかし、他面で、「職業」と「家庭」のそれぞれの教科固有の内容や教育価値を曖昧にしたのは、この学習指導要領の致命的な弱点となった。この弱点を衝いたところに、第一次建議の最も重要な特徴の一つがあったと筆者は考えるが、この点は、清原らの見解もそうであったように、今日に至るまで意外な程に評価されなかった。かくて、男女差別をなくすことと、技術科と家庭科をともに独立させることとをどう両立させるかという問題は、今日改めて問われている、といわなければならない⁷⁰⁾。この「両立させる」ということを、両者の授業時間数のバランス——いわば勢力争いとしてしか扱い得なかったところに、これまでのすべての学習指導要領の弱点があった。この点では、技術教育を男女共学にという声がじゅうぶんに強くなかったのに対し、女子用教科としての家庭科という考え方に反省といたみがなく、むしろこれを支持する勢力が異常に強かったところに困難があった、と筆者にはおもえる。技術革新時代に即応するために「技術科」の創設を企図した筈の教課審が、この名称にかかわらず、その内容としては初めから「男子向き」と「女子向き」を想定していたことがそうであったし、「技術科」である筈の名称が突然に「技術・家庭科」に改められてしまったこともそうであった*。家庭科教育の性格と位置づけを明確にし得なかったこの曖昧さと弱点とは、制度上の男女差別を撤廃したとはいうものの、1989年改訂の技術・家庭科にもほぼそのまま継承されているといえそうである。

*教課審答申の「技術科」は、周知のように、突然に「技術・家庭科」に変更された。この変更経過については、当時、教育課程審議会の委員でありかつこの教科の学習指導要領の草案を練った教材等調査研究会職業・家庭科小委員会の委員長であった細谷俊夫の証言がある⁷¹⁾。ところがある家庭科研究者は、「昭和33年の中学校『職業・家庭科』の『技術・家庭科』への変更は、発表日直前まで『技術科』になるはずであったというウワサがある。それほど家庭科の存在は……」と事実をねじまげて描き出している⁷²⁾。それほど家庭科関係者は「家庭」の教科名

に執着しているといえよう。ここに、「家庭科の性格を一言で述べるならば、それは主婦を養成する女子教科である。教科としての長い歴史のなかで、この性格を失ったことは一度もない⁷⁰⁾」という事実を容認しようとする厳しい科学的な姿勢、そうさせてきたものへの激しい怒り、そうさせることに手をかしてきた家庭科関係者の心のいたみを読みとることはむづかしい。

ところで、本稿が分析の対象としたほぼ同じ時期に高校の家庭科女子必修化への動きが強まったことはよく知られている。この経過を詳細に解明した高木葉子は、「家庭一般」女子必修化の問題は、「家庭科の不振を乗り越える方策の一つとして、というより最も中心的な問題として、家庭科関係者や現場教師の中から出されてきたと解した方が妥当である」、「戦後の家庭科の理念が発展して行かなかったことの大きい要因は、教育政策の転換にあったことは言うまでもないが、この必修化問題に関しては、家庭科関係教師が政策の先どりをする結果となったこともまた確かである」とのべた⁷¹⁾。ここには、いたみをおそれずに真実を追求しようとする姿勢がある。

〔付記〕

海後宗臣の著作などいくつかの文献資料につき、朴木佳緒留氏（神戸大学）のご教示を得た。記して謝意を表する。

（注）

- 1) 『近代日本教育史料』第23巻、285～290ページ、『産業教育七十年史』829～839ページ、なお両者ともに略されている「別表」については、『職業指導』第23巻第1号、1950年1月を参照。
- 2) 森下一期「図画工作科の成立経過について」『名古屋大学教育学部紀要——教育学科』第32巻、1986年3月。
- 3) 福原美江「家庭科の成立過程研究」『年報・家庭科研究』第2集、1973年。同「家庭科の成立過程研究——1947年版学習指導要領の立案過程——」『宮崎大学教育学部紀要教育科学』第63号、1988年。同「家庭科の成立過程研究ノート——学習指導要領・家庭科編・試案（英訳草稿）について——」、同上誌第66号、1989年。
- 4) ①朴木佳緒留「アメリカ側資料より見た家庭科の成立過程（1）——家事科、裁縫科の統合の決定——」『日本家庭科教育学会誌』第30巻第3号、1987年12月、②同「アメリカ側資料より見た家庭科の成立過程（2）——家政教科課程改正委員会の成立——」同上誌同号、1987年12月、③同「アメリカ側資料より見た家庭科の成立過程（3）——中学校家庭科の職業科への組み込み——」同上誌、第31巻第1号、1988年4月、④同「アメリカ側資料より見た家庭科の成立過程（4）——小学校家庭科と図画工作科の統合問題——」同上誌第31巻第2号、1988年8月、⑤同「戦後初期家庭科における男女の教育の機会均等——CIE文書による家庭科成立過程研究を通して——」『年報・家庭科研究』第15集、1988年1月。

- 5) 横尾恒隆「新制中学校職業科の成立に関する研究（その1）——目的、性格の形成を中心にして」『名古屋大学教育学部紀要——教育学科』第34巻、1989年3月。同「新制中学校職業科の成立に関する研究（その2）——『学習指導要領 工業編』の成立を中心に」『技術教育学研究』第5号、1989年1月。
- 6) 夏目達也「戦後改革期における職業指導の位置づけをめぐる問題」『技術教育学研究』第5号、1989年1月。
- 7) 山本キク「最近の家庭科の動向」『家庭科教育』第23巻第8号、1949年8月、2ページ。
- 8) 重松伊八郎「職業科と家庭科とのいきさつ」『家庭科教育』第23巻第11号、1949年11月、43～44ページ。
- 9) 福原美江「家庭科の成立過程研究——1947年版学習指導要領の立案過程」『宮崎大学教育学部紀要教育科学』第63号、1988年、45ページ。
- 10) 「家庭科の中心が交替」『家庭科教育』第23巻第4号、1949年4月、46ページ。佐藤満佐子「家庭科の中心重松伊八郎先生を送る」、同上誌同号、40～41ページ。
- 11) 宮原小治郎「重松伊八郎先生を迎う」同上誌、第23巻第8号、1949年8月、45ページ。
- 12) 重松伊八郎〔談〕「高等学校家庭科の指導について」『家庭科教育』第23巻第1号、1949年1月、1～4ページ。
- 13) 横山悦生「女子専用教科から男女に開かれた教科へ——中学校の教育課程における家庭科の位置をめぐる研究ノート」『岐阜大学教育学部研究報告（人文科学）』第37巻、1989年、60ページ。
- 14) 近藤春文「中学校における職業・家庭科について」『文部時報』第870号、1950年3月、9ページ。
- 15) 同上、10ページ、傍点は原文。
- 16) 同上。
- 17) 同上、10～11ページ。
- 18) 長谷川淳「戦後日本の技術教育史（2）」『技術教育研究』第2号、1972年7月、43～44ページ。
- 19) 島田喜知治「中学校における職業・家庭科の学習指導要領について」『産業教育』第1巻第1号、1951年6月、40ページ。
- 20) 前掲「戦後日本の技術教育史（2）」、46～55ページ。
- 21) 前掲「戦後日本の技術教育史（2）」、45ページ。
- 22) 近藤春文「職業教育の問題」『文部時報』第865号、1949年10月、3～4ページ。
- 23) 青木誠四郎「教育課程審議会」『文部時報』第876号、1950年9月、3ページ。
- 24) 日本教職員組合『教育関係審議会の実態』下巻、1968年4月、4、13～14ページ。
- 25) 海後宗臣ほか、「座談会——中学校における職業・家庭科について」『職業指導』第23巻第2号、

1950年2月、54ページ。

- 26) 海後宗臣「中学校発足と職業・家庭科」、全国職業教育協会『技術・家庭教育』第16巻第11号、1965年11月、5～6ページ。
- 27) 朴木佳緒留「戦後初期家庭科論の問題構造——職業科から職業・家庭科までを対象として」『神戸大学教育学部研究集録』第74集、1985年。
- 28) 職業科、職業・家庭科に直接に関連する海後宗臣の著作は以下の如くである。『海後宗臣著作集第10巻』（1981年）の巻末の「著作目録」を基礎として作成したが、「著作目録」に記載されていない文献には（*）をつけた。
 - * (1) 「アメリカ教育使節団報告書による日本の教育政策」1946年5月（執筆時期は推定）、『季刊教育法』第71号、1988年1月、pp. 47-52に収録。
 - * (2) 「一般教育における職業」『職業科——新しい中学』第1巻第2号、1948年5月、pp. 3-8. のちに『新教育の進路』1951年4月（『著作集第5巻』に収録）の1節として収められている。
 - (3) 「新教育と職業教育」『職業指導』第22巻第10号、1949年10月、pp. 4-5.
 - (4) 「学校」『家庭科事典1』1949年11月、pp. 199-201.
 - * (5) 「細谷俊夫『中学校の職業科はどうあるべきか』についての意見」『教育』（世界評論社版）第3巻第11号、1949年11月、pp. 26-28.
 - (6) 「中学校における職業・家庭科について（座談会）」『職業指導』第23巻第2号、1950年2月、pp. 1-12.
 - (7) 「何故家庭学習が職業実習と結び合うか」『家庭科教育』第24巻第2号、1950年2月、pp. 1-12. のちに「家庭科学習と職業実習」と改題して『新教育の進路』（『著作集第5巻』）の一節として収録された。
 - (8) 「職業指導」『家庭科事典3』1950年2月、pp. 47-48.
 - (9) 「中学校における職業・家庭科の新しい試案」『教材研究』第5巻第3号、1950年3月、pp. 27-33.
 - * (10) 「中学校の職業改革の進路」『職業教育』第1巻第3号、1950年3月、pp. 27-34.
 - (11) 「職業科」『職業科事典1』1950年3月、pp. 172-176.
 - (12) 「新しい職業・家庭科の出発」『教育新潮』第1巻第1号、1950年5月、pp. 5-12. のちに『新教育の進路』（1951）（『著作集第5巻』）の一節として収録された。
 - (13) 「中学校における職業教育」『文部時報』第871号、1950年6月、pp. 30-35. 『著作集第5巻』に収録。
 - (14) 「実習総論」『職業科事典2』1950年6月、pp. 1-4.
 - (15) 「戦後の職業教育問題」『職業指導』第23巻第10号、1950年10月、pp. 6-8.
 - (16) 「職業科」、宗像誠也他編『アメリカ教育使節団報告書要解』1950年10月、国民図書

刊行会、pp. 267-282.

- (17) 「実習指導のあり方」『職業指導』第24巻第号、1951年4月、pp. 2-4.
 - (18) 「家庭実習における新しい技術観」『家庭科教育』第25巻第6号、1951年6月、pp. 2-5.
 - (19) 「中学校における職業・家庭科教育」(文責在記者)『職業指導』第24巻第6号、1951年6月、PP. 1-5.
 - (20) 「教育における産業」『産業教育』第1巻第1号、1951年8月、pp.4-11.
 - * (21) 「中学校における職業・家庭科教育」同上、pp. 30-35.
 - (22) 「大学への進路改革」『職業指導』第24巻第8号、1951年8月、pp. 20-21.
 - (23) 「職業家庭科教育への期待」『職業指導』第25巻第1号、1952年1月、
 - * (24) 「職業・家庭科経営の基本的態度」『職業教育』第3巻第1号、1952年1月、pp. 1-7.
 - * (25) 『中学校職業・家庭科の解説』(監修)、中央産業教育協会、1952年2月、260pp.
 - (26) 「中学校の性格」『季刊教育学』第2号、1952年3月、pp. 51-57. 『著作集第4巻』に収録。
 - (27) 「教育における産業技術」『信濃教育』第785号、1952年5月、pp.3-8. 『著作集第2巻』に収録。
 - * (28) 「近代学校と職業・家庭科教育」『職業教育』第3巻第11号、1952年11月、pp. 1-16
 - (29) 「職業家庭学習の新しさ」『新しい教室』第8巻第6号、1953年6月、pp. 1-4. 『著作集第5巻』に収録。
 - (30) 「産業教育と職業家庭科教育」『職業指導』第26巻第6号、1953年6月、pp. 1-4.
 - (31) 「産業教育への要望」『教育じほう』第82号、1954年10月、pp. 53-54.
 - (32) 「中学校における産業教育」『産業教育』第4巻第11号、1954年11月、pp.25-26.
 - (33) 「中学校の職・家科を成長させる途」『職業指導』第28巻第3号、1955年3月、pp. 1-3.
 - (34) 「改訂職・家科についての私見と待望」『職業指導』第29巻第9号、1956年10月、pp. 20-23. 『著作集第5巻』に収録
 - * (35) (24)と同文を再録したもの)「職業・家庭課経営の基本的態度」『職業教育』第8巻第6号、1957年1月、pp. 42-48.
 - * (36) 「家庭科教育存立の再確認」『家庭科教育』第30巻第2号、1958年2月、pp. 8-12.
 - (37) 「産業技術教育の性格・目標——小学校」『産業技術教育講座』第2巻、1958年11月、pp. 31-42.
 - * (38) 「中学校発足と職業・家庭科」『技術・家庭教育』(全国職業教育協会)第16巻第11号、1970年11月、pp. 4-6.
- 29) 近藤、前掲『文部時報』第870号、11ページ。

- 30) 同上、11ページ。
- 31) 同上、13ページ。
- 32) 海後宗臣ほか「座談会——中学校における職業・家庭科について」『職業指導』第23巻第2号、1950年2月、6ページ。
- 33) 山本キク「昭和24年以後の家庭科」『家庭科教育』第30巻第4号、1956年4月、25ページ。
- 34) 前掲31)の7ページ。
- 35) 島田喜知治「中学校における職業・家庭科の学習指導要領について」『産業教育』第1巻第1号、1951年6月、35ページ。当該未定稿については筆者未見。
- 36) 海後宗臣「中学校における職業・家庭科教育」『産業教育』前掲号、30～35ページ。『職業指導』第24巻第6号、1951年6月1～5ページにもほぼ同文のものが収録されている。ここでは前者から引用する。
- 37) 長谷川淳「職業・家庭科の批判」『カリキュラム』第47号、1952年11月、26ページ。
- 38) 名古屋大学教育学部技術教育学研究室編「長谷川淳著作目録」『技術教育学研究』第5号、1989年1月、を参照。
- 39) 長谷川淳「生活技術と生産技術」『職業と教育』第16号、1953年4月。
- 40) 同「職業・家庭科における職業教育」『青年心理』第4巻第2号、1953年6月。
- 41) 同「職業・家庭科と『家庭』の学習」『家庭科教育』第27巻第6号、1953年6月。
- 42) 39島田喜知治「教育課程における職業・家庭科の位置」『職業教育』1952年2月号、同「職業・家庭科の諸問題」『職業指導』第26巻第4号、1953年4月。
- 43) 注40)の24ページ。
- 44) 清原道寿「中学校の産業教育」、岡津守彦編『教育課程・各論——戦後日本の教育改革・7』1969年、東京大学出版会、274～275ページ。
- 45) 清原、同上、277ページ。
- 46) 原正敏「中学校の職業科、職業・家庭科」、原正敏・内田糺編『技術教育の歴史と展望——講座現代技術と教育・8』開隆堂出版KK、1975年、178ページ
- 47) 長谷川、前掲、「戦後日本の技術教育史(2)」、45ページ。
- 48) 山本キク「中学校職業・家庭科の反省」『職業指導』第26巻第4号、1953年4月号、8ページ。
- 49) 山本キク「職業・家庭科における『家庭』」『職業指導』第28巻第5号、1955年5月、5ページ。
- 50) 山本キク他「座談会・前進する家庭科教育のために」『家庭科教育』第33巻第8号、1959年7月、8ページ。
- 51) 山本「昭和24年以後の家庭科」前掲、25～26ページ。
- 52) 横山、前掲。

- 53) たとえば岡邦雄編『技術・家庭科教授入門』1966年、明治図書、2ページ。この書物の中の岡の論稿「技術を教えるとはどういうことか」における教科構造論は曖昧であった。しかし、産業教育研究連盟編『技術・家庭科教育の創造——その歴史と展望——』1968年、国土社、中の岡「技術家庭科を見なおす視点」はいちおうその完結した姿を見せた。
- 54) しかし、まじめに議論した人もあった。原正敏「技術教育」、教育科学研究会編『教育科学入門』1967年、国土社、81～84ページ。
- 55) 小松の実践やその考え方は、『技術教育』誌の240号（1972年7月）、244号（1972年11月）、259号（1974年2月）、260号（1974年3月）、261号（1974年4月）、264号（1974年7月）、274号（1975年5月）などに報告されているが、小松幸子「家庭科教材を技術教育的視点で再編成する意義」同上誌第272号（1975年3月）が理論的には最も整理されている。
- 56) 依田有弘「生産主義教育論と中学校職業科」『日本産業技術教育学会誌』第28巻第3号、1986年9月143～154ページ。
- 57) 第一次建議の文章は、『産業教育七十年史』992～994ページによる。
- 58) 清原、前掲書、281ページ。
- 59) 山本キク、「中学校職業・家庭科の反省」、前掲、8ページ。
- 60) 清原、前掲、281ページ。
- 61) 「技術」概念についての筆者の理解については、とりあえず、拙稿「技術論争と技術教育」『技術教育研究』第10号、1976年8月11～17ページ、を参照。
- 62) 宮原の生産主義教育に関する論稿の大部分は、『宮原誠一教育論集第一巻』国土社、1976年、に収録されている。
- 63) 長谷川淳「戦後日本の技術教育史（5）」『技術教育研究』第8号、1975年8月、47～48ページ。
- 64) この時期の中産審、同専門委員のメンバーについては、依田、前掲論文を参照。
- 65) 宮原誠一「職業・家庭科のあり方について」『産業教育』第3巻第7号、1953年7月、14ページ。
- 66) 宮原、同上、16ページ。
- 67) 清原、前掲、282ページ。
- 68) 清原らが産業教育研究連盟の前身の職業教育研究会の時代から意識的適用説に立脚して議論していたこと、およびその清原らが1960年代後半に至って労働手段体系説に改説するに至った経過の概略については、清原道寿『技術教育の原理と方法』1968年、国土社、83～93ページを参照。
- 69) 依田、前掲、154ページ。
- 70) 細谷俊夫「技術・家庭科誕生のころ」『技術・家庭教育』第16巻第11号、1965年11月、7ページ。

- 71) 細谷俊夫「技術科の成立」、同『牛歩38年』、1970年、学術社、186～187ページ。初出は『総合教育技術』1958年5月号。
- 72) 拙稿「技術・家庭科の男女差別に反対しよう(1)」『技術教育』第203号、1969年6月、34～39ページ、同(2)は同誌第204号、1969年7月、45～50ページ。
- 73) 細谷、前掲『牛歩38年』180、187ページ、植村千枝「技術・家庭科の成立期を回顧し今後の『技術教育を考える』——細谷俊夫先生に聞く」『技術教育』第264号、1974年7月、など参照。
- 74) 家庭科の男女共修をすすめる会編『家庭科、なぜ女だけ』1977年、ドメス出版、19ページ、この項の執筆者は佐藤慶子。
- 75) 酒井はるみ「家庭科の男女共学運動」女性学研究会編『女は世界をかえる講座女性学3』1986年、勁草書房、29ページ。
- 76) 高木葉子「高等学校『家庭一般』必修化の過程と問題点」、大学家庭科研究会編『年報・家庭科教育研究』第2集、1974年、110、120ページ。